

総合交通対策調査特別委員会 報告資料

令和7年8月22日

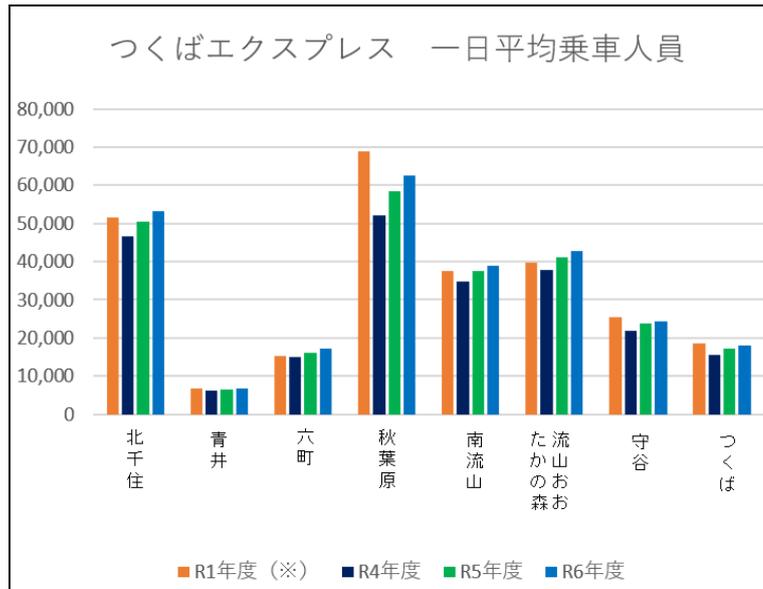
報告事項件名	頁
(1) つくばエクスプレスと日暮里・舎人ライナーの輸送実績について・・・	2
(2) 日暮里・舎人ライナーの混雑緩和・利用促進等の取組みについて・・・	4
(3) 総合自転車対策業務委託事業における撤去自転車の 返還手数料の着服について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(4) あだちやりと北千住レンタサイクルの廃止について・・・・・・・・	10
(5) 公共交通の自動運転サービスの導入推進について・・・・・・・・	13
(6) 足立区デマンドタクシー「足タク」における取組み状況について・・・	18
(7) 常東地区「チョイソコ×せんじゅ」実証実験開始等について・・・・・・・・	22
(8) 花畑地区における地域内交通の検討状況について・・・・・・・・	25
(9) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について・・・・・・・・	39

(都市建設部)

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

件名	つくばエクスプレスと日暮里・舎人ライナーの輸送実績について																																													
所管部課名	都市建設部交通対策課																																													
内容	<p>つくばエクスプレス及び日暮里・舎人ライナーの令和6年度実績（令和6年4月～令和7年3月）について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 つくばエクスプレスの令和6年度輸送実績 （首都圏新都市鉄道株式会社提供）</p> <p>（1）年間輸送人員 1億4,598万人 （令和5年度 1億3,868万人 5.3%増） ※ 参考 新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度は 1億4,311万人</p> <p>（2）一日平均輸送人員 40万3千人 （令和5年度 38万3千人 2万1千人増）</p> <p>（3）混雑率 146% （令和5年度 154% 8ポイント減） ※ 令和6年3月ダイヤ改正で朝ラッシュの1時間に24本から25本へ運行本数が増加したこと、利用者がラッシュ時間帯以外へ分散したことが減少理由と考えられる（首都圏新都市鉄道株式会社見解）。</p> <p>（4）主要駅別の一日平均乗車人員 （単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="454 1512 1385 1966"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>R1年度(※)</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北千住</td> <td>51,540</td> <td>46,489</td> <td>50,323</td> <td>53,202</td> </tr> <tr> <td>青井</td> <td>6,680</td> <td>6,090</td> <td>6,445</td> <td>6,723</td> </tr> <tr> <td>六町</td> <td>15,231</td> <td>14,867</td> <td>16,173</td> <td>17,241</td> </tr> <tr> <td>秋葉原</td> <td>68,955</td> <td>52,007</td> <td>58,295</td> <td>62,597</td> </tr> <tr> <td>南流山</td> <td>37,560</td> <td>34,909</td> <td>37,577</td> <td>39,037</td> </tr> <tr> <td>流山おおたかの森</td> <td>39,714</td> <td>37,690</td> <td>41,074</td> <td>42,714</td> </tr> <tr> <td>守谷</td> <td>25,559</td> <td>21,927</td> <td>23,758</td> <td>24,331</td> </tr> <tr> <td>つくば</td> <td>18,671</td> <td>15,413</td> <td>17,273</td> <td>17,980</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大前の値として参考に掲載</p>	駅名	R1年度(※)	R4年度	R5年度	R6年度	北千住	51,540	46,489	50,323	53,202	青井	6,680	6,090	6,445	6,723	六町	15,231	14,867	16,173	17,241	秋葉原	68,955	52,007	58,295	62,597	南流山	37,560	34,909	37,577	39,037	流山おおたかの森	39,714	37,690	41,074	42,714	守谷	25,559	21,927	23,758	24,331	つくば	18,671	15,413	17,273	17,980
駅名	R1年度(※)	R4年度	R5年度	R6年度																																										
北千住	51,540	46,489	50,323	53,202																																										
青井	6,680	6,090	6,445	6,723																																										
六町	15,231	14,867	16,173	17,241																																										
秋葉原	68,955	52,007	58,295	62,597																																										
南流山	37,560	34,909	37,577	39,037																																										
流山おおたかの森	39,714	37,690	41,074	42,714																																										
守谷	25,559	21,927	23,758	24,331																																										
つくば	18,671	15,413	17,273	17,980																																										



※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大前の値として参考に掲載

2 日暮里・舎人ライナーの令和6年度輸送実績

(東京都交通局提供)

(1) 年間輸送人員

3,476万3千人

(令和5年度 3,294万9千人 5.5%増)

※ 参考 新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度は

3,321万人

(2) 一日平均輸送人員

9万5千人

(令和5年度 9万人 5千人増)

(3) 混雑率

177%

(令和5年度 171% 6ポイント増)

3 今後の方針

(1) つくばエクスプレスについては、8両化事業の早期実現と混雑対策について、首都圏新都市鉄道株式会社に対し、沿線区市と連携しながら、引き続き要望する。

(2) 日暮里・舎人ライナーについては、東京都との協議会において、バスを活用した混雑緩和の社会実験の実施や利用促進策を協議していくとともに、必要な要望を行っていく。

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

件名	日暮里・舎人ライナーの混雑緩和・利用促進等の取組みについて
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	<p>東京都交通局と足立区による日暮里・舎人ライナーの混雑緩和や利用促進に関する協議の進捗について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 第一回協議会（幹事会）の実施について</p> <p>(1) 名称 日暮里・舎人ライナー混雑緩和・利用促進等協議会幹事会 (2) 日時 令和7年8月5日（火）午前10時～午前11時 (3) 場所 足立区役所 (4) 出席</p> <p>ア 足立区 交通対策担当部長及びシティプロモーション課、エリアデザイン計画担当課、産業振興課、交通対策課、足立区観光交流協会の各職員</p> <p>イ 東京都交通局 電車部営業課長、鉄軌道事業企画専門課長、総務部戦略経営担当課長、自動車部バス事業企画専門課長、電車部営業課課長代理、総務部企画調整課課長代理</p> <p>(5) 会議内容（概要）</p> <p>ア 混雑緩和 バスを活用した実証実験の実施スキームについて イ 利用促進 沿線のにぎわい創出に関する協働について</p> <p>2 バスを活用した混雑緩和の実証実験の今後の方向性について</p> <p>(1) 実施時期 令和7年12月下旬～令和8年3月下旬 ※ 交通管理者等の関係者調整により、開始時期が前後する可能性あり。</p> <p>(2) 運行ルート 江北駅前（乗車） ↓ 西日暮里駅前（降車） ↓ 日暮里駅前（降車）</p>  <p>NT 日暮里・舎人ライナー 路線図</p>

(3) 運行時間

平日 7:00～8:00（江北駅前発）の間に1日3便
ア ダイヤは都の路線バス（里48）を考慮して設定
イ 民間貸切バスを借上げての運行（複数社による運行を想定）

(4) 対象利用者

日暮里・舎人ライナー定期券利用者
（見沼代親水公園駅～江北駅⇄西日暮里駅または日暮里駅
の定期券所有者が対象）

(5) 概算費用

4,000万円
バス借上げ、乗車案内・利用者確認、江北駅ロータリー警備要員等
の費用を想定。

※ 現在のところ都区折半により負担予定。

(6) 参考資料

別紙「日暮里・舎人ライナー混雑対策についての要望書」参照 P6

3 今後の方針

(1) 周知・その他調整について

引き続き、交通管理者等の関係者調整や事業周知の方法等、実証実験の詳細を都と協議していく。

(2) 費用等について

詳細の協議等を踏まえ、都区の負担分担の協議及び第三回定例会への補正予算の計上に向けた準備を進める。

日暮里・舎人ライナー混雑対策についての要望書

日暮里・舎人ライナーは、当区西部における交通空白地帯の解消、沿線の道路混雑軽減、地域経済の活性化などをもたらすとともに、沿線住民の生活を支える重要な路線となっています。

沿線開発に伴って混雑が増す中、貴局は、これまで車両数の増加、車両のロングシート化、時差ビズキャンペーン等、ハード・ソフト両面から混雑対策に積極的に取り組まれてきました。

しかしながら、対策を上回る利用者の増加によって、直近の混雑率は全国で最も高い171%となり、沿線の利用者からは混雑の緩和を求める切実な声が寄せられています。

貴局によれば、5両編成から6両編成に変更すること等の抜本的な混雑対策は技術的に困難とのことであり、こうした中、更なる混雑緩和を図るため、当区との連携のもと、下記に取り組んでいただくことを要望します。

記

1. オフピーク通勤の更なる促進
2. バスを活用した混雑緩和の社会実験の実施

以上

令和7年1月24日

東京都交通局長

久我英男様

足立区長

近藤 弥生



総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

件名	総合自転車対策業務委託事業における撤去自転車の返還手数料の着服について										
所管部課名	都市建設部交通対策課 交通施策推進担当課 総務部契約課										
内容	<p>放置自転車撤去後の保管場所である中央本町移送所（国道4号脇の東武線高架下）において、委託事業者の従事者である移送所責任者が、自転車を引き取りに来た所有者から徴収した手数料を着服した事件について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 契約内容</p> <p>(1) 件名 足立区総合自転車対策業務委託（北千住・五反野地区） (2) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (3) 契約先 芝園開発株式会社</p> <p>2 着服した金額と期間</p> <p>(1) 金額 78,000円（返還手数料1台3,000円 × 26台） (2) 期間 令和6年11月～令和7年7月</p> <p>3 手数料着服とその後の経過</p> <table border="1" data-bbox="376 1323 1428 1957"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 1323 624 1379">時期</th> <th data-bbox="624 1323 1078 1379">内容</th> <th data-bbox="1078 1323 1428 1379">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 1379 624 1570">令和6年11月～ 令和7年7月</td> <td data-bbox="624 1379 1078 1570">令和6年10月に着任した移送所責任者が、放置自転車返還手数料を着服（合計26台分）。</td> <td data-bbox="1078 1379 1428 1570">毎月末に行う保管自転車台数の確認については他の職員にやらせなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1570 624 1957">7月11日～ 7月14日</td> <td data-bbox="624 1570 1078 1957">受託事業者の統括責任者が移送所の他の従事者から「移送所責任者がルールを逸脱した事務処理をしている」と連絡を受ける。調査を進めた結果、<u>放置自転車管理システムデータ上の台数と自転車保管台数</u>に相違があることを確認。</td> <td data-bbox="1078 1570 1428 1957"></td> </tr> </tbody> </table>		時期	内容	備考	令和6年11月～ 令和7年7月	令和6年10月に着任した移送所責任者が、放置自転車返還手数料を着服（合計26台分）。	毎月末に行う保管自転車台数の確認については他の職員にやらせなかった。	7月11日～ 7月14日	受託事業者の統括責任者が移送所の他の従事者から「移送所責任者がルールを逸脱した事務処理をしている」と連絡を受ける。調査を進めた結果、 <u>放置自転車管理システムデータ上の台数と自転車保管台数</u> に相違があることを確認。	
時期	内容	備考									
令和6年11月～ 令和7年7月	令和6年10月に着任した移送所責任者が、放置自転車返還手数料を着服（合計26台分）。	毎月末に行う保管自転車台数の確認については他の職員にやらせなかった。									
7月11日～ 7月14日	受託事業者の統括責任者が移送所の他の従事者から「移送所責任者がルールを逸脱した事務処理をしている」と連絡を受ける。調査を進めた結果、 <u>放置自転車管理システムデータ上の台数と自転車保管台数</u> に相違があることを確認。										

時 期	内 容	備 考
7月15日	移送所責任者が不正行為をはたらき手数料を着服していたことを認める。	システム上未処理の申請書が移送所責任者のロッカーから見つかる。
7月16日	受託事業者社長が来庁し、当該事案について区へ報告。	
7月22日	システム上は未返還状態で移送所内に実車無しの25台とデータ削除履歴のあった1台分を合わせて26台分。ロッカーに隠されていた返還請求書も該当する26台分であり、この26台分が着服該当分と確認。	※着服合計金額 78,000円 @3,000×26台
7月30日	受託事業者より、納付が滞っていた手数料の区への納付を確認。	※納付金額 78,000円
7月31日	受託事業者は、労働基準監督署へ届け出の上、当該者を懲戒解雇処分とした。	

4 区の対応

(1) 事実確認と刑事告訴について

受託事業者からの報告を受け、事件の精査を行い、着服行為は26台分（78,000円）であったことを区として確認した。

また、本件について弁護士相談を実施した結果、事件発生後の事業者としての対応や区への損害金の納付（着服金額78,000円、即日納付済み）も速やかに完了していることから、事業者に対する刑事告訴は行わない。

(2) 一般競争入札の参加停止及び指名競争入札の指名停止措置期間

令和7年8月1日～令和7年10月31日（3月）

足立区競争入札参加停止及び指定停止措置要綱別表第8項（1）で定める措置要件（契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当）に該当するため指名停止期間3月とする。

5 今後の方針

(1) 受託事業者への指導の徹底とともに、再発防止策を実施していく。

(2) 再発防止策

ア 毎日、複数の従事者により実車台数とデータ台数に乖離がないか確認し、日報として後日区に報告させる。

イ 現行の放置自転車管理システムは、受託事業者が放置自転車情報を入力する画面上で他のデータを削除できるため、区役所交通対策課でのみ削除できるようにシステム改修を行う。

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

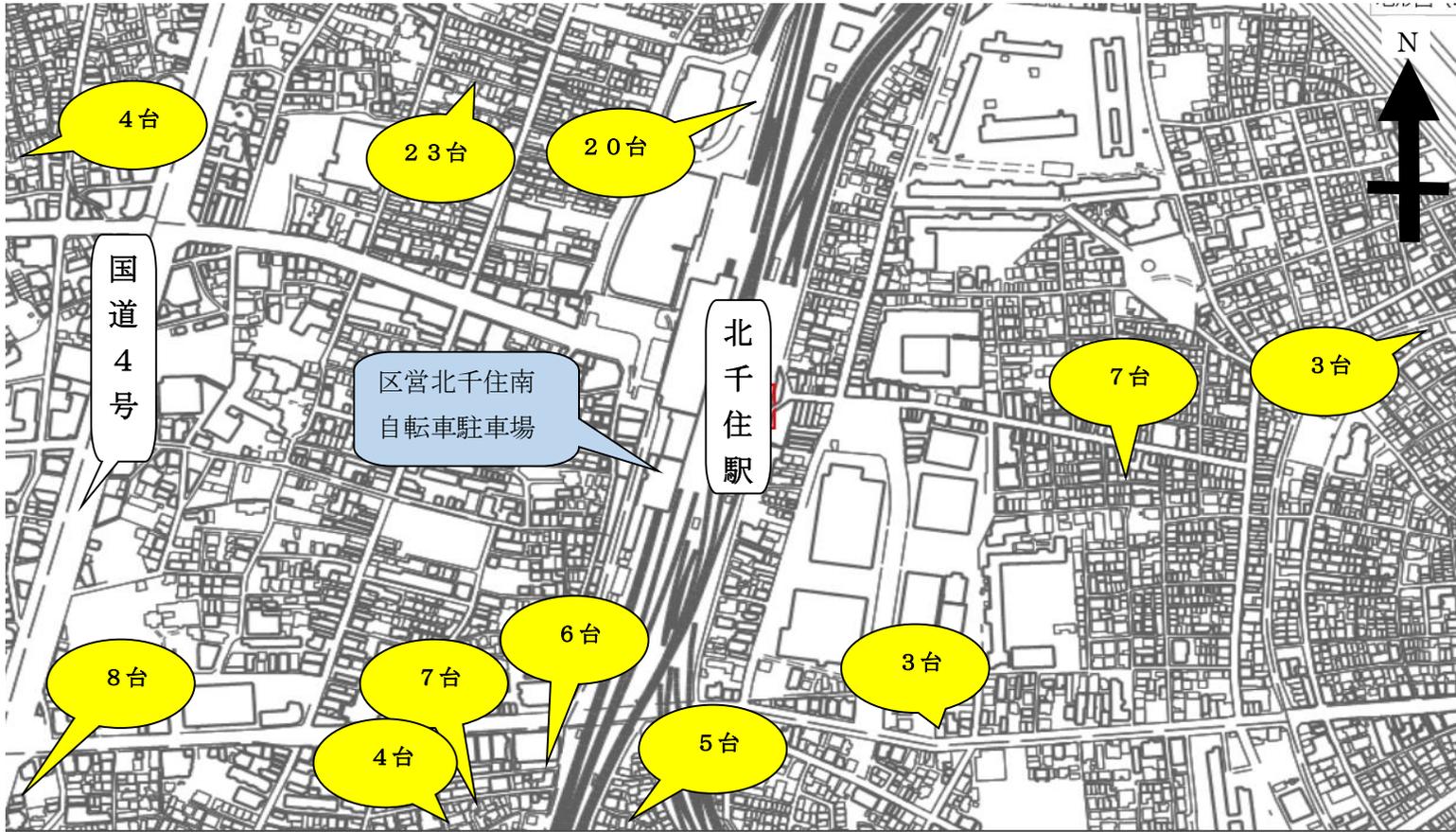
件名	あだちやりと北千住レンタサイクルの廃止について																			
所管部課名	都市建設部交通対策課 交通施策推進担当課																			
内容	<p>シェアサイクル事業の本格実施に伴い、休止していたあだちやりと稼働中であった北千住南自転車駐車場の北千住レンタサイクルを廃止するため、以下のとおり報告する。</p>																			
	<p>1 あだちやり経緯</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="399 712 608 763"></th> <th data-bbox="608 712 1007 763">内 容</th> <th data-bbox="1007 712 1406 763">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="399 763 608 815">開始日</td> <td data-bbox="608 763 1007 815">平成26年12月20日</td> <td data-bbox="1007 763 1406 815"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 815 608 911">自転車 駐車場名</td> <td data-bbox="608 815 1007 911">竹の塚西・大師前・舎人公 園駅下自転車駐車場</td> <td data-bbox="1007 815 1406 911">各10台 相互乗入可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 911 608 963">料 金</td> <td data-bbox="608 911 1007 963">200円/日</td> <td data-bbox="1007 911 1406 963"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 963 608 1057">休止期間</td> <td data-bbox="608 963 1007 1057">令和2年1月19日～現在</td> <td data-bbox="1007 963 1406 1057">シェアサイクル実証実験 開始のため</td> </tr> </tbody> </table>						内 容	備 考	開始日	平成26年12月20日		自転車 駐車場名	竹の塚西・大師前・舎人公 園駅下自転車駐車場	各10台 相互乗入可	料 金	200円/日		休止期間	令和2年1月19日～現在	シェアサイクル実証実験 開始のため
		内 容	備 考																	
	開始日	平成26年12月20日																		
自転車 駐車場名	竹の塚西・大師前・舎人公 園駅下自転車駐車場	各10台 相互乗入可																		
料 金	200円/日																			
休止期間	令和2年1月19日～現在	シェアサイクル実証実験 開始のため																		
<p>2 北千住レンタサイクル実績（年度毎の貸出件数）</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="399 1160 644 1211"></th> <th data-bbox="644 1160 793 1211">令和2</th> <th data-bbox="793 1160 941 1211">令和3</th> <th data-bbox="941 1160 1090 1211">令和4</th> <th data-bbox="1090 1160 1238 1211">令和5</th> <th data-bbox="1238 1160 1386 1211">令和6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="399 1211 644 1305">北千住南 自転車駐車場</td> <td data-bbox="644 1211 793 1305">51</td> <td data-bbox="793 1211 941 1305">40</td> <td data-bbox="941 1211 1090 1305">21</td> <td data-bbox="1090 1211 1238 1305">6</td> <td data-bbox="1238 1211 1386 1305">22</td> </tr> </tbody> </table>						令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	北千住南 自転車駐車場	51	40	21	6	22				
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6															
北千住南 自転車駐車場	51	40	21	6	22															
<p>※ 8台の運用 1か月2,500円</p>																				
<p>3 廃止理由</p>																				
<p>(1) あだちやり シェアサイクル事業が令和7年4月1日付けで本格実施となったため。</p>																				
<p>(2) 北千住レンタサイクル 平成21年に旅行会社からの提案があり、観光に活用する目的でレンタサイクル事業を開始した。 今般本格実施されたシェアサイクル事業についてアンケート調査を行ったところ、観光や買い物目的で利用される方が70%となり、代替できているため。</p>																				
<p>4 廃止日 令和8年3月31日</p>																				

5 今後の方針

- (1) 北千住南自転車駐車場の北千住レンタサイクルの廃止は、利用者に事前周知期間を設け丁寧に進めていく。
- (2) レンタサイクルに使用していたスペースは、定期利用者に開放していく。
- (3) 区民から要望の多い北千住駅周辺のシェアサイクルポートの設置を進めていく（別紙参照 P 1 2）。

北千住駅周辺シェアサイクルポート位置図

(令和7年7月25日現在)



凡例

サイクルポートの駐車可能台数



総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

件名	公共交通の自動運転サービスの導入推進について												
所管部課名	<u>交通対策担当部新たな交通担当課</u> 都市建設部交通対策課												
内容	<p>令和7年3月に策定した「足立区地域公共交通計画」（別紙1 P15～16参照）に基づく公共交通の自動運転サービスの導入推進について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 自動運転バスの導入に向けた実証実験</p> <p>バス路線の減便や運行終了の要因となっている深刻な運転士不足に対応するため、バス事業者と連携し、令和8年度に国及び東京都の補助金を活用するうえ、小型バス車両及びグリーンスローモビリティ車両による自動運転バスの実証実験の実施を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="370 987 1442 1227"> <thead> <tr> <th>補助者</th> <th>補助事業名</th> <th>補助率</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)</td> <td>4/5</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金</td> <td colspan="2">500万円/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実証実験における運行ルートの検討</p> <p>令和8年度の実証実験に向け、区とバス事業者が協定を締結し、バス事業者が実証実験ルート検討業務を外部発注する費用の区の負担金について、第三回定例会へ補正予算を計上する。</p> <p>(1) 検討業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 走行環境確認 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 競合バスや歩行者・自転車等の交通環境 (イ) 歩車分離・路上駐車等の道路環境 (ウ) 遠隔操作のための通信環境 イ 自動運転難易度調査 ウ 費用対効果需要算出 エ 導入計画策定 <p>(2) 運行ルートの想定</p> <p>コミュニティバスはるかぜが運行終了となった地域や、減便が続いている既存路線の一部を運行ルートの候補とし、走行環境や自動運転難易度、費用対効果を総合的に判断し選定する。</p>	補助者	補助事業名	補助率	上限額	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)	4/5	1億円	東京都	自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金	500万円/月	
補助者	補助事業名	補助率	上限額										
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)	4/5	1億円										
東京都	自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金	500万円/月											

(3) 実証実験の想定車両 (別紙2 P17参照)

ア グリーンスローモビリティ車両

イ 小型バス車両

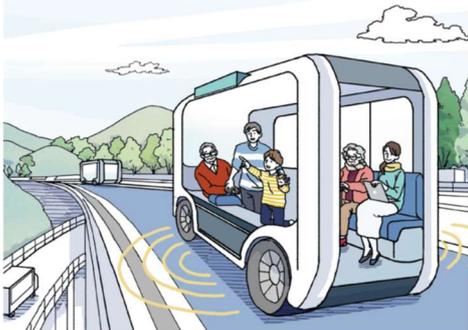
(4) 今後のスケジュール

時 期		実施内容
令和7年度	9月	バス事業者と協定締結
	10月	バス事業者より実証実験ルート検討業務を外部発注し検討開始
	3月頃	自動運転バス実証実験ルート決定
令和8年度	4月頃	運行計画作成 実証実験に充当する国庫補助金の提案書提出
	6月頃	国庫補助金の採択通知
	秋頃	自動運転バス実証実験開始

3 令和7年度中の自動運転車両の試乗会または展示会の見送り

自動運転サービスの導入に向け、自動運転車両が公道を走行することを区民に受け入れてもらうため、令和7年度中に自動運転車両の試乗会または展示会の実施を予定していたが、イベント2日間に対して区の負担額が高額となることから、実施を見送る。

今後は、令和8年度の実証実験に合わせ、試乗会等のイベント開催について検討していく。

<p>取組11</p>	<p>自動運転・AI 配車等の導入 </p>		
<p>対応する計画目標</p>	<p>計画目標1</p>	<p>計画目標2</p>	<p>計画目標3 計画目標4</p>
<p>事業主体</p>	<p>足立区、交通事業者</p>		
<p>事業概要</p>	<p>【自動運転】対象者：全区民 東京都では「自動運転社会を見据えた都市づくりの在り方」を策定し、公共交通への自動運転サービス導入推進の方針を示しています。 今後は、国や東京都の動向を注視しながら、地域公共交通の運転士不足解決の手段として、交通事業者と連携し、令和9年度以降の実証実験の実施に向けて検討を進めます。</p>  <p>自動運転のイメージ図 出典：国土交通省 2040年道路の景色が変わる</p> <p>【AI 配車】対象者：全区民 利用者の事前予約により運行するデマンド交通では、AIを活用することでより効率的に配車や運行経路の設定が可能となります。 今後区では、地域内交通導入サポート制度を活用した新たな交通手段の検討や、新たなモビリティの導入の検討を予定しており、その際の交通手段の一つとして AI 配車の導入の可能性について検討します。</p>  <p>AI 配車のイメージ図 出典：内閣府 HP</p>		
<p>実施期間</p>	<p>短期(R7~R8) 導入検討</p>	<p>中期(R9~R11) 実証実験</p>	<p>長期(R12以降) 本格導入検討</p>
<p>関連するSDGs</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  17 パートナシップで目標を達成しよう </p>		

1章
2章
3章
4章
5章
6章
7章
巻末資料

コラム④ 岐阜市の地域公共交通の取組み(手作りコミュニティバス、自動運転)

岐阜県の岐阜市では、人口減少や高齢化が進行する中、路線バスを補完し、地域内における日常生活の移動手段の確保を目指し、地域住民・行政・交通事業者が一体となった「市民協働の手作りコミュニティバス」を運行しています。

これは、地域住民が主体となって運営協議会を設置し、ルートや運賃といった運行計画を地域住民が主体的に策定するもので、令和6年10月現在、市内20地区（うち1地区はデマンド交通）まで広がっています。

また、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、運転士不足などの課題に対する一つの解決策として、自動運転技術の導入に向けて、段階的に取組みを進めています。

令和5年11月25日（土）からは、「自動運転バスがいつも走っているまち」の実現に向け、中心市街地で自動運転バスであるGIFU HEART BUSの5年間の継続運行を開始しました。



GIFU HEART BUS チラシ
出典：岐阜市 HP

コラム⑤ 葛飾区の地域主体交通(グリーンスローモビリティ実証運行)

足立区に隣接する葛飾区では、地域組織が運行主体となって、身近な生活圏における移動手段を増やすことで地域住民の外出を支援し、地域を活性化させる「地域主体交通」の取組みを進めています。

東立石地区では、地域主体交通のモデル地区として、グリーンスローモビリティを用いた地域主体交通の導入検討を進めており、令和5年10月から実証運行を開始しています。

車両の運転は地域で募集したボランティア運転士が担っています。また、協賛金やクラウドファンディングで運行経費の一部を集めています。



実証運行で使用する車両
出典：葛飾区 HP

想定車両（令和7年8月時点）

別紙2

グリスロ

<地域内循環型の自動運転の検討>

- 狭隘道路における**グリスロ車両による地域内循環型の自動運転について実証**

小型バス

<拠点間・駅間の自動運転の検討>

- 都市計画道路を主とした**小型バス車両による拠点間・駅間の自動運転について実証**

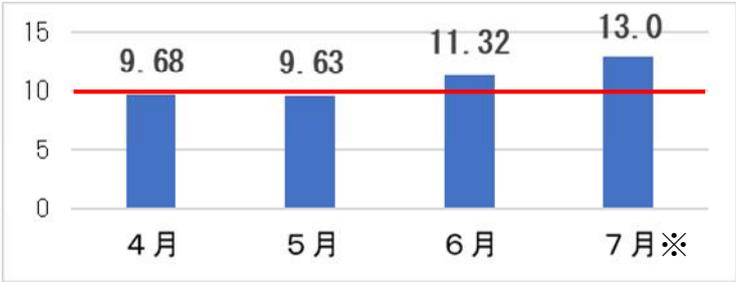
項目	グリスロ車両	小型バス
車両名	PIX Moving製「Robobus」	ティアフォー製「Minibus2.0」
写真		
最高速度	20 km/h未満（最大30 km/hまで可能）	35 km/h未満
定員（着座）	6名	16名
寸法	全長3810×全幅1960×全高2220mm	全長6990×全幅2080×全高3060mm
車椅子対応	不可	可

検討

バス路線を補完するルートを想定し、**2パターンで実証実験を実施！**

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

件名	足立区デマンドタクシー「足タク」における取組み状況について										
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課										
内容	<p>令和7年4月より本格運行を開始した、足立区デマンドタクシー「足タク」について、本年度の取組み状況を以下のとおり報告する。</p> <p>1 利用件数等</p> <p>令和7年4月以降の利用件数は以下のとおりとなっている。気温が高くなっていく時期に利用件数も多くなってきている。</p> <p style="text-align: center;">月別1日当たりの利用件数</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>利用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>9.68</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>9.63</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>11.32</td> </tr> <tr> <td>7月※</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※7月18日までの利用実績で算出</p> <p>2 システム活用によるタクシー事業者の精算事務等の省力化</p> <p>東京都が推進する「東京都スマートサービス実装促進プロジェクト」を活用してスタートアップ企業と連携し、令和7年5月から試験運用を開始した（仮称）足タク台帳システムだが、タクシー事業者より以下の評価をいただいたことから、9月からは本格運用へと移行する。</p> <p>(1) タクシー事業者からの意見</p> <p>ア これまで、利用1件につき「利用者の登録番号」「利用者氏名」「利用日時」「乗車スポット及び降車スポット」「運賃」等をエクセルへ手入力しなければならなかったが、入力がほぼ選択式となったため、事務作業が楽になった。</p> <p>イ 挙証資料として領収書の写しを提出していたが、システム上で撮影した際に挙証資料として自動保存されるため、会社のペーパーレスにも繋がっている。また撮影した際に、自動読み取り機能により入力の手間がないため事務軽減にも繋がっているのではないかと。</p> <p>(2) 今後の展開について</p> <p>ア 現在、社員自身のスマートフォンで操作している事業者もあることから、タブレットを貸与し、入力作業を社内で分担できるような環境を整備する。</p>	月	利用件数	4月	9.68	5月	9.63	6月	11.32	7月※	13.0
月	利用件数										
4月	9.68										
5月	9.63										
6月	11.32										
7月※	13.0										

イ 現在までに蓄積している実績データに、これまで職員で作業していた利用実態分析等の機能を追加することで、職員の作業効率化や省力化を図る。

3 利用登録者へのアンケート調査（別紙参照 P20～21）

事業見直しを検討する際の参考とするため、令和7年5月15日時点で利用者登録をしている1,681名（一般登録者356名、割引対象者1,325名）の方へアンケート調査依頼を5月下旬に送付した。

(1) 回答数

542件（回収率約32%）

(2) 回答結果

ア 回答者を年代別にみると、70代以上が最も多く450件、次いで、50代及び60代がともに33件となった。

イ 回答者を地域別にみると、多い順に、鹿浜地域、入谷地域、加賀地域となった。

ウ 足タクを「利用したことがある」と回答した方のうち、足タク全体の交通サービスに「満足」「やや満足」と回答した方は約78.8%となった。

4 今後の予定

今回のアンケート結果を参考に、タクシー事業者と情報共有をしながら運行計画の見直し（案）について検討をしていく。

令和7年秋頃を目途に、運行計画の見直しができるよう関係機関との協議を行っていく。

回答者の年代 N=540

① 10代	1
② 20代	4
③ 30代	7
④ 40代	12
⑤ 50代	33
⑥ 60代	33
⑦ 70代以上	450

約83%が70代以上の回答者となった。

足タク登録者の約79%が70代以上となっている。

足タクを利用したことがあるか N=529

① 10代 あり	0
② 10代 ない	0
③ 20代 あり	3
④ 20代 ない	1
⑤ 30代 あり	4
⑥ 30代 ない	3
⑦ 40代 あり	6
⑧ 40代 ない	6
⑨ 50代 あり	15
⑩ 50代 ない	18
⑪ 60代 あり	18
⑫ 60代 ない	15
⑬ 70代以上 あり	208
⑭ 70代以上 ない	232

約半数が利用したことがある方からの回答となった。

自身のスマホを持っているか N=254 ※利用したこと「ある」の回答者のみ

・10~60代	
① 持っていて、ある程度操作ができる	42
② 持っているが、操作は苦手である	4
③ 持っていない	0
・70代以上	
① 持っていて、ある程度操作ができる	70
② 持っているが、操作は苦手である	78
③ 持っていない	60

10~60代でスマホを「持っていない」は0%であった。

70代以上は、約71%が持っていると回答したものの約66%が「持っているが、操作は苦手」、「持っていない」と回答した。

足タクの利用前後での移動手段に対する満足度 N=235 ※利用したこと「ある」の回答者のみ

・10~60代	
① 高くなった	19
② やや高くなった	15
③ 変わらない	9
④ やや低くなった	0
⑤ 低くなった	3
・70代以上	
① 高くなった	78
② やや高くなった	61
③ 変わらない	43
④ やや低くなった	4
⑤ 低くなった	3

10~60代、70代以上のどちらも、約74%が「高くなった」、「やや高くなった」と回答した。

利用者負担額についての満足度 N=250 ※利用したこと「ある」の回答者のみ

・10~60代	
① 満足	27
② やや満足	11
③ どちらとも言えない	4
④ やや不満	3
⑤ 不満	1
・70代以上	
① 満足	121
② やや満足	51
③ どちらとも言えない	27
④ やや不満	4
⑤ 不満	1

10~60代の約83%、70代以上の約84%が「満足」、「やや満足」と回答した。

利用したことがないと回答した方は、約49%が「どちらとも言えない」と回答した。

運行している曜日についての満足度 N=249 ※利用したこと「ある」の回答者のみ

・10～60代	
① 満足	8
② やや満足	15
③ どちらとも言えない	7
④ やや不満	9
⑤ 不満	7
・70代以上	
① 満足	81
② やや満足	65
③ どちらとも言えない	32
④ やや不満	19
⑤ 不満	6

利用したことがないと回答した方は、約44%が「満足」、「やや満足」と回答し、約31%が「どちらとも言えない」と回答した。
曜日ではなく、運行時間が短いとのコメントがあった。

70代以上は約72%が「満足」、「やや満足」と回答した。通院に必要な平日は網羅されているためだと考えられる。

予約方法(電話予約)についての満足度 N=249 ※利用したこと「ある」の回答者のみ

・10～60代	
① 満足	11
② やや満足	12
③ どちらとも言えない	5
④ やや不満	13
⑤ 不満	5
・70代以上	
① 満足	61
② やや満足	74
③ どちらとも言えない	32
④ やや不満	28
⑤ 不満	8

10～60代は回答が分散された。アプリ予約等の電話予約以外の需要が高いと考えられる。

70代以上は約67%が「満足」、「やや満足」と回答した。
10～60代と比較してアプリ予約等の需要は低いと考えられる。

足タク全体の満足度 N=251 ※利用したこと「ある」の回答者のみ

・10～60代	
① 満足	12
② やや満足	21
③ どちらとも言えない	4
④ やや不満	5
⑤ 不満	4
・70代以上	
① 満足	86
② やや満足	79
③ どちらとも言えない	22
④ やや不満	17
⑤ 不満	1

10～60代の約72%が「満足」、「やや満足」と回答した。

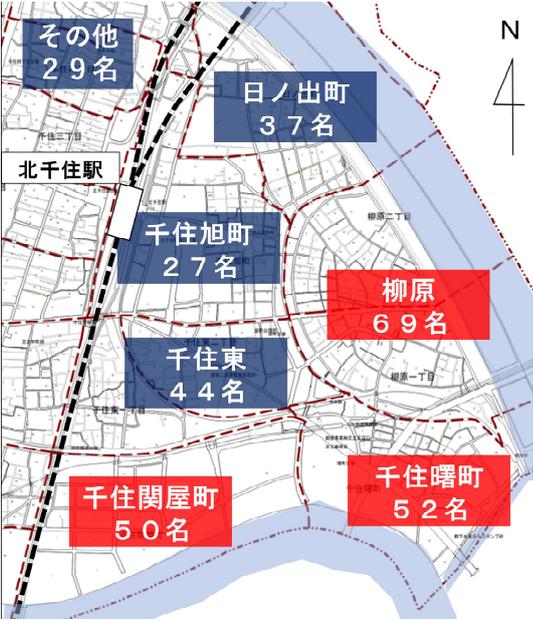
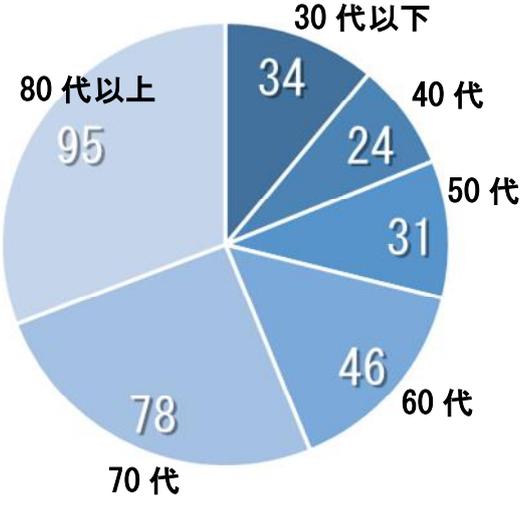
70代以上の約80%が「満足」、「やや満足」と回答した。

自由意見

- ・料金安いし運転手さんも感じの良い方ばかりです。
- ・病院に行くのに助かっています(博慈会)。
- ・とても助かっています。続けてほしいです。
- ・入谷から博慈会に行く交通手段がない為、とても便利に使わせて頂いています。
- ・朝の病院通院時にはどの会社もだめだった。
- ・病院に行く時はもう少し早く運行してもらえると助かる。
- ・病院へ行く為に利用したくてもドライバーが今いないと断られる事が多くあった。
- ・家族が車で送ってくれるので、使ったことはないが今後のことを考えるとなくならないでほしいです。
- ・今のところ自転車で移動してますので利用していません。
- ・「今は必要ないが、いずれ必要となるかも？」という不安が無くなる良い制度と思います。
- ・自宅まで来てくれるのでよいと思います。
- ・免許返納する人も増えている。足タクが利用できることは心強い。
- ・利用電話に対して、待ち時間が長い場合が度々ある。

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

件名	常東地区「チョイソコ×せんじゅ」実証実験開始等について																														
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課																														
内容	<p>令和7年8月5日から常東地区「チョイソコ×せんじゅ」の実証実験を開始した。利用者登録状況等について以下のとおり報告する。</p> <p>1 利用者登録状況等</p> <p>令和7年6月5日から地域協議会と共同で開催した事業説明会及び出張登録会では6日間で約130名が参加した。郵送での登録のほか、スマートフォンで登録を希望される方へ登録サポートを行った。</p> <p>(1) 令和7年7月22日時点での利用者登録数は308名（当初目標500名程度）となっている。</p> <p>(2) 年代別の登録者数をみると、70代以上が全体の約56%、70代未満が約44%と、現状では大きな差はない。</p> <p>(3) 地域別に登録者数をみると、多い順に柳原、千住曙町、千住関屋町となり、北千住駅から遠方の地域が上位を占めている。</p> <p>地域別の利用者登録数（単位：人）</p>  <table border="1"> <caption>地域別の利用者登録数（単位：人）</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>29名</td> </tr> <tr> <td>日ノ出町</td> <td>37名</td> </tr> <tr> <td>千住旭町</td> <td>27名</td> </tr> <tr> <td>柳原</td> <td>69名</td> </tr> <tr> <td>千住東</td> <td>44名</td> </tr> <tr> <td>千住関屋町</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>千住曙町</td> <td>52名</td> </tr> </tbody> </table> <p>年代別の利用者登録数（単位：人）</p>  <table border="1"> <caption>年代別の利用者登録数（単位：人）</caption> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30代以下</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>80代以上</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>	地域	登録数	その他	29名	日ノ出町	37名	千住旭町	27名	柳原	69名	千住東	44名	千住関屋町	50名	千住曙町	52名	年代	登録数	30代以下	34	40代	24	50代	31	60代	46	70代	78	80代以上	95
地域	登録数																														
その他	29名																														
日ノ出町	37名																														
千住旭町	27名																														
柳原	69名																														
千住東	44名																														
千住関屋町	50名																														
千住曙町	52名																														
年代	登録数																														
30代以下	34																														
40代	24																														
50代	31																														
60代	46																														
70代	78																														
80代以上	95																														

2 運行開始前のセレモニーについて

令和7年7月16日に関係者で実証実験開始前のセレモニーを行った。意見交換の場では、地域協議会から「運行開始を楽しみにしている」、タクシー事業者から「乗合事業は自社として初めての試みだが、利用者を安全に送迎したい」、システム会社から「地域にとって利用しやすい形にしていきたい」などの意見が挙げられた。

(1) 開催日時

令和7年7月16日（水）10時～（足立区役所特別応接室）

(2) 参加者の一覧

団体	氏名	備考
足立区	近藤 弥生	区長
	工藤 信	副区長
株式会社アイシン (配車システム会社)	鈴木 歩	移動サービス事業 推進部部长
	飯塚 勲	移動サービス事業 推進部
運行事業者 (大和自動車グループ)	樽澤 正人	正和自動車(株) 代表取締役社長
	樽澤 克典	政和自動車(株) 代表取締役社長
	廣澤 延章	大和自動車交通 北千住(株) 代表取締役社長
	わびっと	公式マスコット
(一社)東京ハイヤー・ タクシー協会	小池 毅	業務部部长
チョイソコせんじゅ 協議会	滝井 康彦	常東地区町会・自治 会連合会会長
	鈴木 周一	柳原東町会会長
	木下 義男	千住関屋町会会長

当日の様子



3 利用登録者への簡易アンケートについて

利用者登録をする際に、簡易アンケートを実施した。利用登録をした利用目的は通院が最も多かった。

アンケート項目（リーフレットから抜粋）

Q1 主にどのような利用目的で登録をしましたか。 ア 通勤・通学のため イ 病院等の通院のため ウ スーパー等買い物のため エ 趣味・娯楽等のため オ 荒天時の移動手段とするため カ ご自身や同居人等が急病時に利用するため キ 料金が手ごろだと感じたため ク その他	Q2 運行当初は火曜日、木曜日に運行しますが、それ以外の曜日で利用したい曜日はありますか。 ア 月曜日 イ 水曜日 ウ 金曜日 エ それ以外の曜日 オ ない	Q3 Q2でア～エを回答した方その利用目的はなんですか。 ア 通勤・通学 イ 病院等の医療施設 ウ スーパー等の商業施設 エ 趣味・娯楽 オ その他
--	--	--

Q1の回答数（複数回答有り）

	回答数
ア 通勤・通学のため	13
イ 病院等の通院のため	150
ウ スーパー等買い物のため	83
エ 趣味・娯楽等のため	36
オ 荒天時の移動手段とするため	111
カ ご自身や同居人等が急病時に利用するため	60
キ 料金が手ごろだと感じたため	71
ク その他	18
合計	542

通院のために登録した方が多く、荒天時や急病時などのために登録をした方も多かった。

Q2の回答数（複数回答有り）

	回答数
ア 月曜日	71
イ 水曜日	80
ウ 金曜日	87
エ それ以外の曜日	72
オ ない	54
合計	364

月曜日よりも金曜日を希望される方が多かった。また土曜日、日曜日を希望されている方も一定数いると推測される。

4 今後のスケジュールについて

これまでに開催した事業説明会及び登録会の中で、乗降スポットや運行曜日の追加、運行時間の延長などの要望があった。今後、関係機関との協議や利用状況を分析しながら、地域の需要に合った運行計画への見直しを検討していく。

時期	内容
令和7年9月頃	利用者アンケート実施
10月頃	(1)第1弾 運行計画見直し（予定） (2)協賛金募集の事業スキームへ変更（予定）

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

件名	花畑地区における地域内交通の検討状況について																				
所管部課名	交通対策担当部新たな交通担当課 都市建設部交通対策課																				
内容	<p>「足立区地域内交通導入サポート制度（以下「サポート制度」という。）」のモデル地区である花畑地区の取組み状況を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 花畑地区の運行計画（別紙1～2 P28～31参照）</p> <p>令和7年8月6日に開催した、足立区地域公共交通活性化協議会地域公共交通分科会及び運賃分科会にて、花畑地区における以下の運行計画を付議し承認を得たため、運行事業者より関東運輸局へ事業許可申請を提出した。</p> <table border="1" data-bbox="432 896 1439 1709"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛称名</td> <td>花畑ぐるりん（花畑地区交通協議会のメンバーを中心に地元住民にて決定）</td> </tr> <tr> <td>運行方法</td> <td>定時定路線型</td> </tr> <tr> <td>運行期間</td> <td>令和7年10月20日～令和8年3月31日（5か月強）</td> </tr> <tr> <td>運行日</td> <td>運行期間の前半は週3日（月曜、水曜、金曜）、運行期間の後半は週4日（月曜、火曜、水曜、金曜）とする ※ 祝日、年末年始は運休</td> </tr> <tr> <td>停留所数</td> <td>上り 21箇所 下り 20箇所</td> </tr> <tr> <td>利用運賃</td> <td>100円／1乗車（未就学児は無料）</td> </tr> <tr> <td>運行事業者</td> <td>タクシー事業者1社</td> </tr> <tr> <td>使用車両</td> <td>タクシー事業者が所有する7人乗りワンボックスタイプの乗用車</td> </tr> <tr> <td>事前予約</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実証実験開始に向け関係者と協定締結（別紙3 P32～38参照）</p> <p>令和7年8月1日に、これまで検討をしてきた以下の関係者と足立区との間で実証実験に向けた協定を締結した。</p> <p>(1) 協定締結者</p> <p>ア 花畑地区交通協議会（以下「地域協議会」という。）</p> <p>イ タクシー事業者（キング交通株式会社）</p>	項目	内容	愛称名	花畑ぐるりん（花畑地区交通協議会のメンバーを中心に地元住民にて決定）	運行方法	定時定路線型	運行期間	令和7年10月20日～令和8年3月31日（5か月強）	運行日	運行期間の前半は週3日（月曜、水曜、金曜）、運行期間の後半は週4日（月曜、火曜、水曜、金曜）とする ※ 祝日、年末年始は運休	停留所数	上り 21箇所 下り 20箇所	利用運賃	100円／1乗車（未就学児は無料）	運行事業者	タクシー事業者1社	使用車両	タクシー事業者が所有する7人乗りワンボックスタイプの乗用車	事前予約	不要
項目	内容																				
愛称名	花畑ぐるりん（花畑地区交通協議会のメンバーを中心に地元住民にて決定）																				
運行方法	定時定路線型																				
運行期間	令和7年10月20日～令和8年3月31日（5か月強）																				
運行日	運行期間の前半は週3日（月曜、水曜、金曜）、運行期間の後半は週4日（月曜、火曜、水曜、金曜）とする ※ 祝日、年末年始は運休																				
停留所数	上り 21箇所 下り 20箇所																				
利用運賃	100円／1乗車（未就学児は無料）																				
運行事業者	タクシー事業者1社																				
使用車両	タクシー事業者が所有する7人乗りワンボックスタイプの乗用車																				
事前予約	不要																				

(2) 協定の概要について

ア 地域協議会の役割

運行計画に関し主体的に検討することや、利用促進活動に取り組むこと。

イ タクシー事業者の役割

使用する車両の準備や維持、乗合による乗客の運送を行うことや、法に基づき許認可取得のための手続を実施すること。

ウ 足立区の役割

足立区地域公共交通活性化協議会及び運賃分科会において、本実証実験に関する事項の協議を行うことや、地域協議会やタクシー事業者が担う役割に対して支援を行うこと、関東運輸局、道路管理者、交通管理者その他運行に係る公的な団体との協議を実施すること。

3 これまでの検討状況

(1) 地域協議会開催回数（令和7年度、区参加分）

5回（4月28日、6月4日、7月7日、7月10日、7月22日）

(2) 会議で出てきた主な意見

地域からの意見	対応
地域を細かくカバーするように停留所を設けてほしい。	上りで21か所、下りで20か所の停留所を設ける。
乗り切れない場合の対応を考慮してほしい。	2台で運行する際は、15分間隔のセットで運行し、少し待てば乗車できる運行ダイヤとする。
いろいろ難しいことはあるが、まずは早く実証実験を始めてほしい。	10月20日の運行開始に向け、関係各所との協議や周知活動に努めていく。

協議会での検討の様子



4 地域向け事業説明会の実施

これまで検討状況に関する説明会を2回(令和7年2月と3月)実施し、地域内の交通ニュースを1回(令和7年6月)発行してきたが、実証実験開始に向けた事業説明会を開催し、地域へ広く周知していく。

現時点での予定は以下のとおり。

時期	開催回数	会場
令和7年9月～10月	2回程度	桜花住区センターなどを想定

5 今後のスケジュール

時期	内容
令和7年9月～10月	事業説明会実施
10月20日	実証実験開始(運行開始)
11月～12月	利用者アンケート実施予定

運行時刻表

別紙1

2台運行 運行ダイヤ 全18便
(上り9便 下り9便)

No	停留所	① 花畑区民 行	② 花畑区民 行	③ 花畑区民 行	④ 花畑区民 行	⑤ 八丁目 行	⑥ 八丁目 行	⑦ 花畑区民 行	⑧ 八丁目 行	⑨ 八丁目 行	⑩ 花畑区民 行	⑪ 八丁目 行	⑫ 八丁目 行	⑬ 花畑区民 行	⑭ 花畑区民 行	⑮ 八丁目 行	⑯ 八丁目 行	⑰ 花畑区民 行	⑱ 八丁目 行
1	花畑八丁目アパート前	8:00	9:00	9:15	10:00	(10:57)	(11:25)	11:02	(12:10)	(12:27)	12:15	(14:07)	(14:30)	14:12	14:36	(15:37)	(16:00)	15:42	(17:00)
2	保育所前 (ぐるりん)	▼8:02	▼9:02	▼9:17	▼10:02	▲10:55	▲11:23	▼11:04	▲12:08	▲12:25	▼12:17	▲14:05	▲14:28	▼14:14	▼14:38	▲15:35	▲15:58	▼15:44	▲16:55
3	3交番横 (ピオトーブ前)	▼8:04	▼9:04	▼9:19	▼10:04	▲10:53	▲11:21	▼11:06	▲12:06	▲12:23	▼12:19	▲14:03	▲14:26	▼14:16	▼14:40	▲15:33	▲15:56	▼15:46	▲16:54
4	4鷺宿東公園前	▼8:06	▼9:06	▼9:21	▼10:06	▲10:51	▲11:19	▼11:08	▲12:04	▲12:21	▼12:21	▲14:01	▲14:24	▼14:18	▼14:42	▲15:31	▲15:54	▼15:48	▲16:53
5	5大鷲神社横	▼8:08	▼9:08	▼9:23	▼10:08	▲10:49	▲11:17	▼11:10	▲12:02	▲12:19	▼12:23	▲13:59	▲14:22	▼14:20	▼14:44	▲15:29	▲15:52	▼15:50	▲16:52
6	6花畑七丁目アパート前	▼8:10	▼9:10	▼9:25	▼10:10	▲10:47	▲11:15	▼11:12	▲12:00	▲12:17	▼12:25	▲13:57	▲14:20	▼14:22	▼14:46	▲15:27	▲15:50	▼15:52	▲16:51
7	7花畑デンタルクリニック前	▼8:12	▼9:12	▼9:27	▼10:12	▲10:45	▲11:13	▼11:14	▲11:58	▲12:15	▼12:27	▲13:55	▲14:18	▼14:24	▼14:48	▲15:25	▲15:48	▼15:54	▲16:50
8	8花六東公園前	▼8:14	▼9:14	▼9:29	▼10:14	▲10:43	▲11:11	▼11:16	▲11:56	▲12:13	▼12:29	▲13:53	▲14:16	▼14:26	▼14:50	▲15:23	▲15:46	▼15:56	▲16:49
9	9キング交通	8:17	9:17	9:32	10:17	10:41	11:09	11:19	11:54	12:11	12:32	13:51	14:14	14:29	14:53	15:21	15:44	15:59	16:48
10	10花畑第六アパート前	▼8:19	▼9:19	▼9:34	▼10:19	▲10:39	▲11:07	▼11:21	▲11:52	▲12:09	▼12:34	▲13:49	▲14:12	▼14:31	▼14:55	▲15:19	▲15:42	▼16:01	▲16:43
11	11花中東	▼8:21	▼9:21	▼9:36	▼10:21	▲10:37	▲11:05	▼11:23	▲11:50	▲12:07	▼12:36	▲13:47	▲14:10	▼14:33	▼14:57	▲15:17	▲15:40	▼16:03	▲16:42
12	12榎の木公園前 (ぐるりん)	▼8:23	▼9:23	▼9:38	▼10:23	▲10:35	▲11:03	▼11:25	▲11:48	▲12:05	▼12:38	▲13:45	▲14:08	▼14:35	▼14:59	▲15:15	▲15:38	▼16:05	▲16:41
13	13桜花小学校入口 (ぐるりん)	▼8:25	▼9:25	▼9:40	▼10:25	▲10:33	▲11:01	▼11:27	▲11:46	▲12:03	▼12:40	▲13:43	▲14:06	▼14:37	▼15:01	▲15:13	▲15:36	▼16:07	▲16:40
14	14鷺宿会館前	▼8:27	▼9:27	▼9:42	▼10:27	▲10:31	▲10:59	▼11:29	▲11:44	▲12:01	▼12:42	▲13:41	▲14:04	▼14:39	▼15:03	▲15:11	▲15:34	▼16:09	▲16:39
15	15浅間第一公園前	▼8:29	▼9:29	▼9:44	▼10:29			▼11:31			▼12:44			▼14:41	▼15:05			▼16:11	
16	16花畑団地57号棟前	▼8:31	▼9:31	▼9:46	▼10:31	▲10:29	▲10:57	▼11:33	▲11:42	▲11:59	▼12:46	▲13:39	▲14:02	▼14:43	▼15:07	▲15:09	▲15:32	▼16:13	▲16:38
17	17ベルクス前	8:34	9:34	9:49	10:34	10:27	10:55	11:36	11:40	11:57	12:49	13:37	14:00	14:46	15:10	15:07	15:30	16:16	16:36
18	18藤井クリニック前	▼8:36	▼9:36	▼9:51	▼10:36	▲10:26	▲10:54	▼11:38		▲11:56	▼12:51	▲13:36		▼14:48	▼15:12	▲15:06	▲15:29	▼16:18	▲16:35
19	19花畑団地70号棟前	▼8:38	▼9:38	▼9:53	▼10:38	▲10:24	▲10:52	▼11:40		▲11:54	▼12:53	▲13:34		▼14:50	▼15:14	▲15:04	▲15:27	▼16:20	▲16:34
20	20東京足立病院	▼8:40	▼9:40	▼9:55	▼10:40	▲10:22	▲10:50	▼11:42		▲11:52	▼12:55	▲13:32		▼14:52	▼15:16	▲15:02	▲15:25	▼16:22	▲16:32
21	21花畑区民事務所	(8:42)	(9:42)	(9:57)	(10:42)	(10:20)	(10:48)	(11:44)		(11:50)	(12:57)	(13:30)		(14:54)	(15:18)	(15:00)	(15:23)	(16:24)	16:30

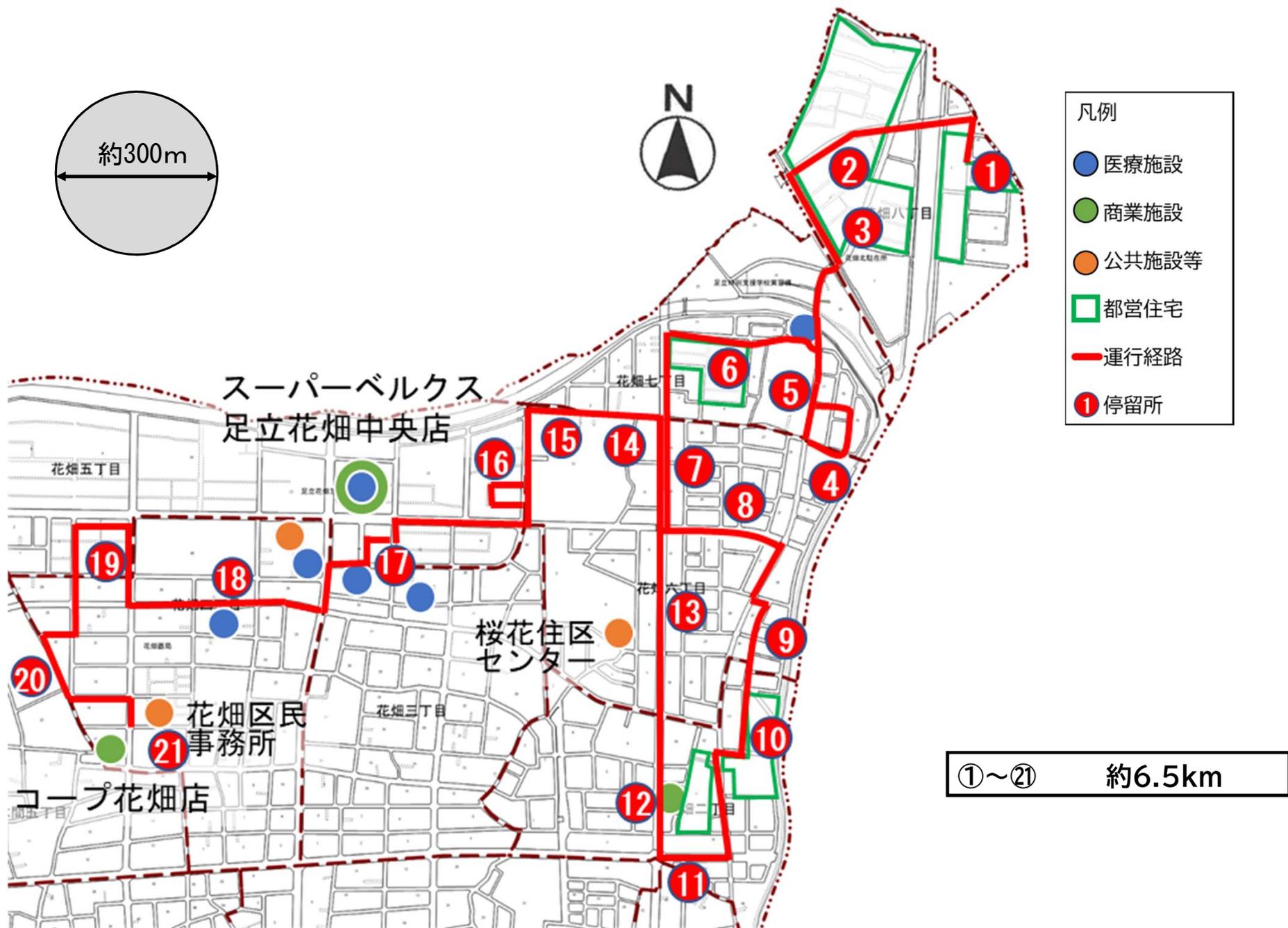
運行時刻表

1台運行 運行ダイヤ 全10便
(上り6便 下り4便)

No	停留所	① 花畑区民行	② バルクス行	③ 花畑区民行	④ 八丁目行	⑤ バルクス行	⑥ 八丁目行	⑦ バルクス行	⑧ 花畑区民行	⑨ 八丁目行	⑩ 八丁目行
1	花畑八丁目アパート前	8:00	9:15	10:05	(11:27)	11:30	(12:40)	13:45	14:45:00	(16:05)	(17:00)
2	保育所前 (ぐるりん)	▼8:02	▼9:17	▼10:07	▲11:25	▼11:32	▲12:38	▼13:47	▼14:47	▲16:03	▲16:55
3	交番横 (ビオトーブ前)	▼8:04	▼9:19	▼10:09	▲11:23	▼11:34	▲12:36	▼13:49	▼14:49	▲16:01	▲16:54
4	鷺宿東公園前	▼8:06	▼9:21	▼10:11	▲11:21	▼11:36	▲12:34	▼13:51	▼14:51	▲15:59	▲16:53
5	大鷺神社横	▼8:08	▼9:23	▼10:13	▲11:19	▼11:38	▲12:32	▼13:53	▼14:53	▲15:57	▲16:52
6	花畑七丁目アパート前	▼8:10	▼9:25	▼10:15	▲11:17	▼11:40	▲12:30	▼13:55	▼14:55	▲15:55	▲16:51
7	花畑デンタルクリニック前	▼8:12	▼9:27	▼10:17	▲11:15	▼11:42	▲12:28	▼13:57	▼14:57	▲15:53	▲16:50
8	花六東公園前	▼8:14	▼9:29	▼10:19	▲11:13	▼11:44	▲12:26	▼13:59	▼14:59	▲15:51	▲16:49
9	キング交通	8:17	9:32	10:22	11:11	11:47	12:24	14:02	15:02	15:49	16:48
10	花畑第六アパート前	▼8:19	▼9:34	▼10:24	▲11:09	▼11:49	▲12:22	▼14:04	▼15:04	▲15:48	▲16:43
11	花中東	▼8:21	▼9:36	▼10:26	▲11:07	▼11:51	▲12:20	▼14:06	▼15:06	▲15:46	▲16:42
12	榎の木公園前 (ぐるりん)	▼8:23	▼9:38	▼10:28	▲11:05	▼11:53	▲12:18	▼14:08	▼15:08	▲15:44	▲16:41
13	桜花小学校入口 (ぐるりん)	▼8:25	▼9:40	▼10:30	▲11:03	▼11:55	▲12:16	▼14:10	▼15:10	▲15:42	▲16:40
14	鷺宿会館前	▼8:27	▼9:42	▼10:32	▲11:01	▼11:57	▲12:14	▼14:12	▼15:12	▲15:40	▲16:39
15	浅間第一公園前	▼8:29	▼9:44	▼10:34		▼11:59		▼14:14	▼15:14		
16	花畑団地5 7号棟前	▼8:31	▼9:46	▼10:36	▲10:59	▼12:01	▲12:12	▼14:16	▼15:16	▲15:38	▲16:38
17	バルクス前	8:34	9:49	10:39	10:57	12:04	12:10	14:19	15:19	15:36	16:36
18	藤井クリニック前	▼8:36		▼10:41	▲10:56				▼15:21	▲15:36	▲16:35
19	花畑団地7 0号棟前	▼8:38		▼10:43	▲10:54				▼15:23	▲15:34	▲16:34
20	東京足立病院	▼8:40		▼10:45	▲10:52				▼15:25	▲15:32	▲16:32
21	花畑区民事務所	(8:42)		(10:47)	10:50				(15:27)	15:30	16:30

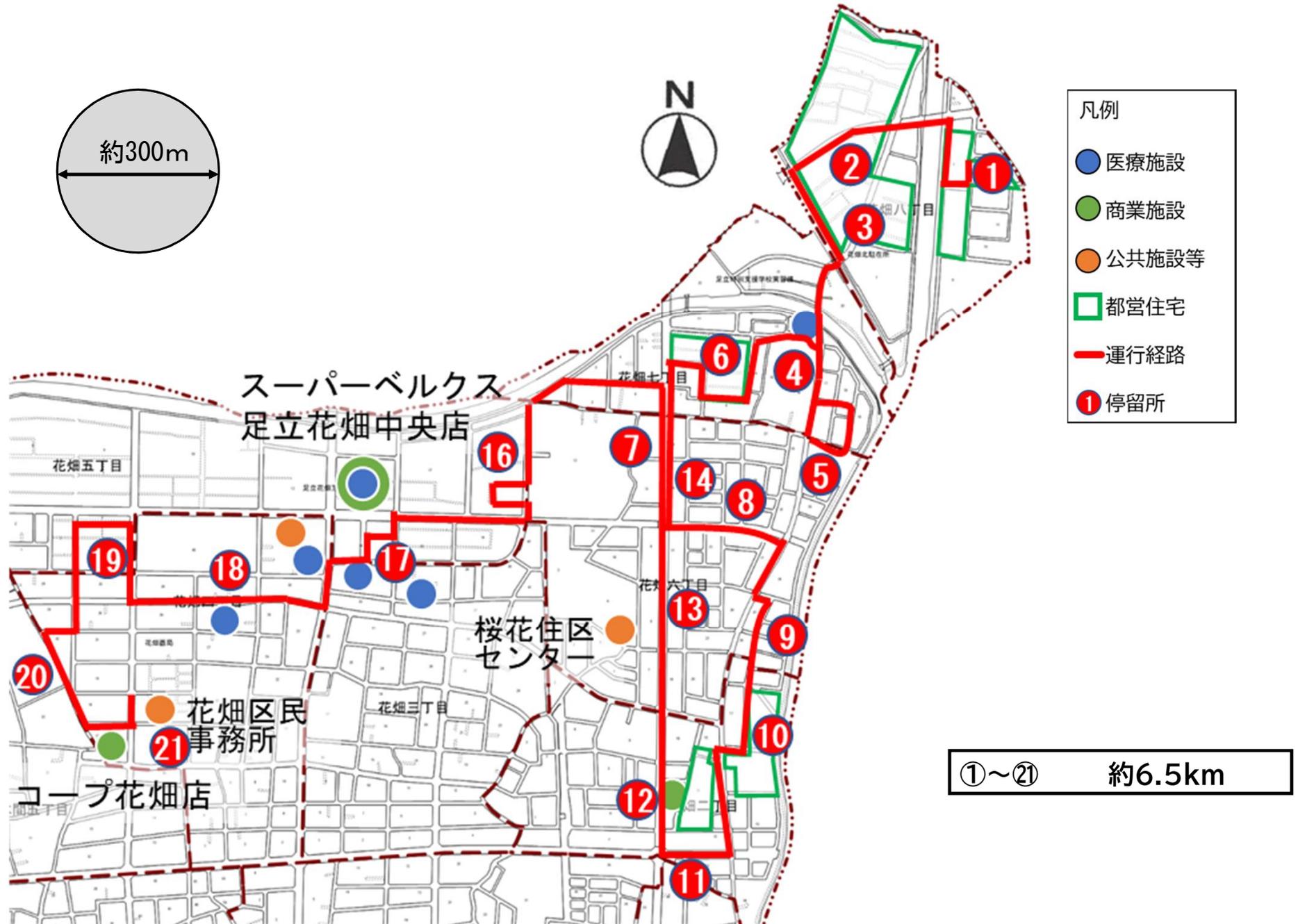
花畑地区地域内交通 運行経路(上り)

※今後の利用状況を鑑み、変更となる可能性があります



花畑地区地域内交通 運行経路(下り)

※今後の利用状況を鑑み、変更となる可能性があります



花畑地域における地域内交通実証実験事業の実施に関する協定書

花畑地区交通協議会（以下「甲」という。）、キング交通株式会社（以下「乙」という。）及び足立区（以下「丙」という。）は、それぞれが連携及び協力をし、持続的な地域内の公共交通となるか否かを検証するため、運行計画や停留所の選定をし、花畑地域における地域内交通実証実験（以下「本実証実験」という。）を実施することについて、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙及び丙は、東京都足立区において、地域内の交通課題を解消することで、移動制約者などの利便性を高めることを主たる目的として、乗合（路線定期）の形態で、公共施設、医療施設、商業施設等を結ぶ路線を定額運賃で乗客（次条第1項第8号の乗客をいう。）を運送する本実証実験を実施するものとする。

（運行計画の概要）

第2条 運行計画の概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 運行主体 花畑地区交通協議会
- （2） 運行路線 花畑八丁目アパート集会室前～キング交通～ベルクスモール～花畑区民事務所
- （3） 乗降場所 停留所方式
- （4） 運行期間 令和7年10月20日から令和8年3月31日まで
- （5） 運行日 週3日で月曜日、水曜日及び金曜日とする。または、運行期間によって、月曜、火曜、水曜、金曜の週4日とする。期間については、別途甲、乙及び丙の協議により決定する。ただし、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。
- （6） 運行時間 午前8時から午後5時まで
- （7） 使用車両 乙が所有するタクシー車両を使用する。
- （8） 乗客 本実証実験における地域内交通手段を利用する、全ての者をいう。
- （9） 運賃 1乗車100円とする。ただし、0～5歳（就学前の6歳も含む）は無料とする。
- （10） その他 甲、乙及び丙は、利用状況に応じて運行計画の拡充等の見直しや運行の中止等を相互に協議しながら検討するものとする。ただし、運行計画の見直しや運行の中止に際しては、甲、乙及び丙が協働して関係機関等

- との協議を実施する。
- 2 本実証実験の実施前に、丙は、足立区地域公共交通活性化協議会、運賃分科会等に諮問し、合議を経なければならない。
 - 3 甲及び乙は、資料提供、会議の出席等相互に協力しなければならない。

(役割及び責任分担)

第3条 甲、乙及び丙は、本実証実験を実施するため、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める各々の役割を果たすものとし、各々の役割に応じた責任を分担する。

(1) 甲 次に掲げる役割とする。

- ア 本実証実験に際し主体的に検討し、及び運営すること。
- イ 本実証実験の利用促進及び周知活動に取り組むこと。
- ウ 本実証実験における採算性向上や地域活性化のための方策を検討すること。
- エ 停留所の設定前に隣接地権者等と交渉し、了解を得るための取り組みを実施すること。
- オ 利用実態を集計し、及び分析し、より効果的な運行計画の見直しを主体的に検討すること。

(2) 乙 次に掲げる役割とする。

- ア 本実証実験に使用する車両を用意し、及び善良な管理者の注意をもって維持管理を行うこと。
- イ 車両の点検及び燃料代等、維持管理に係る一切の費用を負担すること。
- ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2号に基づき、乗合による乗客の運送を行うこと。
- エ 甲及び丙と協力し、本実証実験の利用促進に取り組むこと。
- オ 運行に必要な許認可取得のための手続を実施すること。

(3) 丙 次に掲げる役割とする。

- ア 足立区地域公共交通活性化協議会及び運賃分科会において、本実証実験に関する事項の協議を行うこと。
- イ 乙が行う運行に必要な許認可取得に積極的に協力すること。
- ウ 第1号に掲げられている甲の役割について必要な支援・協力を積極的にすること。
- エ 関東運輸局、道路管理者、交通管理者その他運行に係る公的な団体との協議を積極的に取り組み実施すること。
- オ 本実証実験を延伸、中止又は終了する場合の住民への周知活動に協力すること。
- カ その他、本実証実験を実施するため必要な項目について、甲及び乙と協議し、必要な役割を担うこと。

(運行状況の報告)

第4条 乙は、本実証実験の毎月の利用状況及び運行状況について、書類を作成し、これを甲及び丙に報告しなければならない。

2 乙は、丙が求めた場合、本事業の遂行状況その他の本事業の遂行に必要な情報の提供に協力するものとする。

(費用負担内容及び限度額)

第5条 本実証実験に係る費用のうち、丙が支出する負担金は次条及び第7条に定めるとおりとする。

(本実証実験開始前に実施する検討、準備等に関する負担金支出)

第6条 丙は、甲又は乙が本実証実験開始前に実施する検討、準備等における経費及び本事業に係る活動等に費用が生じる場合には、次項以下の項目に対して、1,000,000円を限度として、当該費用等の額を甲又は乙に対し支出する。

2 甲又は乙は、前項の費用に関し、次の各号の資料を添付し、終了後速やかに、丙に完了届を提出し、丙の検査を受けなければならない。

(1) 領収書の写し等支出のわかる疎明資料

(2) その他丙が必要と認めた書類

3 丙は、完了届の提出があったときは、その日から起算して、休日（当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他休日（以下「休日」という。）を除き10日以内に検査を実施するものとする。

4 丙は、第2項の規定による検査が終了したときは、甲又は乙による適正な請求書を受領した後、速やかに第1項の規定による負担金を支払うものとする。

5 甲、乙及び丙は、本協定締結後、第1項に定める負担金の支出内訳について、あらかじめ協議を行い、上限額を超過しないよう調整を行う。

6 上限額を超過するおそれがあると判断された場合、甲、乙及び丙で再度協議を行う。

(本実証実験期間中に実施する運行経費等に関する負担金支出)

第7条 丙は、甲又は乙が本実証実験期間中に実施する運行経費等の活動経費について、6ヶ月間で6,000,000円を限度として、当該費用等の額を負担する。

2 前項の規定による乙に対する負担金については、運行時間30分あたり2,680円に運行時間数を乗じさらに運行日数を乗じた金額から、乗客より収受した運賃を差し引いた額を、丙から乙へ支払う。ただし、想定以上の事務量

増加や社会情勢の変化等に伴う人件費増加その他の事由により、30分当たりの金額を変更する場合、甲、乙及び丙が協議の上、第7条第1項の限度額の範囲内で変更できるものとする。

- 3 前項の規定による運行経費の他、時刻表の遅延等により第2条の運行時間以外に対応した場合や、突発的な対応が生じた場合は、別途協議により負担金の額を決定する。
- 4 甲は、次の各号の資料を添付し、終了後速やかに、丙に完了届を提出し、丙の検査を受けなければならない。
 - (1) 領収書の写し等支出のわかる疎明資料
 - (2) その他丙が必要と認めた書類
- 5 丙は、前項の規定により甲から完了届の提出があったときは、その日から起算して、休日を除き10日以内に検査を実施するものとする。
- 6 丙は、前項の規定による検査が終了したときは、甲による適正な請求書を受領した後、速やかに第1項の規定による負担金を支払うものとする。
- 7 乙は、次の各号の資料を添付し、翌月15日（当該日が休日の場合は、翌開庁日とする。）までに、丙に完了届を提出し、丙の検査を受けなければならない。
 - (1) 運行日ごとの利用件数が記載されたもの
 - (2) その他丙が必要と認めた書類
- 8 丙は、前項の規定により乙から完了届の提出があったときは、その日から起算して、休日を除き10日以内に検査を実施するものとする。
- 9 丙は、前項の規定による検査が終了したときは、乙による適正な請求書を受領した後、速やかに第1項の規定による負担金を支払うものとする。
- 10 甲、乙及び丙は、本協定締結後、第1項に定める負担金の支出内訳について、あらかじめ協議を行い、上限額を超過しないよう調整を行う。
- 11 上限額を超過するおそれがあると判断された場合、甲、乙及び丙で再度協議を行う。

(公表)

第8条 甲、乙及び丙は、本実証実験に関するプレスリリースその他対外的な公表を行う場合、時期及び内容に関し書面などにより相互に報告する。ただし、法令等、適用ある金融商品取引所等の規則により必要とされる場合において、あらかじめ他の当事者に通知した上で合理的な公表を行う場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第9条 甲、乙及び丙は、本事業の遂行により知り得た相手方の業務上の一切の情報を漏えいし、又は相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開

示してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。
 - (1) 開示請求を受けた際、既に保有していた情報
 - (2) 開示請求を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示請求を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(事故責任及び報告義務)

第10条 乙は、本実証実験に関し発生した事故をその責任と費用負担で処理し、当該事故に係る一切の賠償の責めに任ずるものとする。

- 2 乙は、本実証実験に際し事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに甲及び丙に状況を報告するものとする。
- 3 丙は、前項の場合において、公益上の必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本実証実験運行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 乙が本協定の履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、甲及び丙が認める正当な理由に基づき、本実証実験終了日の1月前までに書面により協定の解除を申し出たとき。
- (4) 乙が、支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき又は電子記録債権が支払不能となったとき。
- (5) 乙に信用資力の著しい低下があったとき又は信用資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
- (6) 乙が、第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受けたとき。
- (8) 乙が解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。
- (9) 乙について株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき。
- (10) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (11) 乙の代表者が刑事上の訴追を受けたとき又はその所在が不明となったとき。

(12) その他乙が本事業を継続できないと甲又は丙が判断したとき。

(反社会的勢力の排除)

第12条 乙は、甲及び丙に対し、自己又は自己の役員が暴力団、暴力団関係、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。

(2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること。

2 甲及び丙は、乙が前項に違反したときは、乙に対し何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。

3 前項の規定により本協定が解除された場合には、乙は、甲及び丙に対して、甲及び丙の被った損害を賠償しなければならない。

4 第2項により本協定が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲及び丙に対し一切の請求を行わない。

(有効期間及び残存条項)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日からから本事業が運行終了するまでとする。

2 前項の有効期間が経過した場合又は第11条により本協定が解除された場合でも、第9条、前条及び次条の規定は、有効に存続する。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(合意管轄裁判所)

第15条 本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 8月 1日

- 甲 花畑地区交通協議会
代表者 山田 市郎
- 乙 東京都足立区花畑六丁目 3 7 番 9 号
キング交通株式会社
代表者 代表取締役社長 川又 忍
- 丙 東京都足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥生

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月22日

<p>件 名</p>	<p>メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について</p>
<p>所管部課名</p>	<p><u>交通対策担当部新たな交通担当課</u> 都市建設部交通対策課</p>
<p>内 容</p>	<p>メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 環七高速鉄道（メトロセブン）促進協議会総会の開催結果について</p> <p>(1) 日 時 令和7年7月29日（火） 午後2時30分～午後3時30分</p> <p>(2) 場 所 江戸川区総合文化センター</p> <p>(3) 参加者 （足立区出席者）区長、副議長、総合交通対策調査特別委員会委員 計13名</p> <p>(4) 主な内容</p> <p>ア 令和6年度事業報告及び決算報告について イ 令和6年度会計監査報告について ウ 令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について エ 役員改選 オ 活動経過報告</p> <p>(5) 勉強会</p> <p>ア 題 名 「持続可能な都市公共交通とまちづくりの展望」 イ 講 師 早稲田大学理工学術院教授 森本 章倫氏 ウ 主な内容</p> <p>(ア) 自動運転社会のまちづくり 自動運転社会で変わる街路・駅前広場 自動運転社会に必要な施設とは</p> <p>(イ) 宇都宮LRT開業による沿線地域活性化の事例紹介 宇都宮駅東側（LRT沿線）の人口が10%増 等</p> <p>(6) 総会状況</p> 